自己確認表【魚粉製造事業場用】

く自己確認、確認届が必要な魚粉製造事業者>

食品(加工)工場等から排出される加工食品残さを受け入れる魚粉製造事業者

加工食品残さの例

例1)食品工場(魚肉ねり製品(かまぼこ・ちくわ・はんぺん類)などを製造する工場)

例2)スーパー等の店舗内加工に際して生じる魚あら

<留意事項>

例にあげた残さ・魚あらについては、食品循環資源に該当する。

これらを受け入れている魚粉製造事業者は、食品循環資源利用飼料製造業者にも該当するため、自己確認、確認届が必要。

なお、ラウンド(丸魚)のみから魚粉(ラウンドミール等)を製造している場合は、食品循環資源利用飼料製造業者に該当しないため、自己確認、確認届 は不要。

魚粉の原料に、肉を含む又は肉と接触した可能性がある残さを含む場合、魚粉は、90度以上60分以上等の加熱処理等の対象。

肉と接触した可能性がある残さを含まない場合は、魚粉は90度以上60分以上等の加熱処理等の対象外。

食品循環資源(魚あら)を魚粉の原料として受け入れる食品循環資源利用飼料製造事業場における適合状況の自己確認表

事業場の名称	(1/4ページ)
自己確認実施者の役職氏名	自己確認実施日
事業場の概要 . 原料受入れ、加熱処理等に関する事項 廃掃法に基づく許可の有無 A 産業廃棄物収集運搬業 / 一般廃棄物収集運搬業 B 産業廃棄物処理業 / 一般廃棄物処理業	チェック欄(該当にO) 産 ー 産 ー
食品循環資源(魚あら)の加熱処理施設の分類 A 撹拌しながら90℃以上、60分間以上の加熱又はこれと同等以上の加熱 B 70℃以上、30分間以上又は80℃以上、3分間以上の加熱(Aを除く。) C 加熱設備なし または A及びB以外の加熱	チェック欄(該当に〇)
加熱方式(蒸煮、油温減圧乾燥、間接蒸気加熱乾燥、熱風乾燥等) 加熱方式 加熱温度 加熱時間	温度測定箇所を届出に添付する図面に記載 直接品温を測定できない場合は、加熱温度と 品温の関係を示す書面を合わせて添付
 受入可能な食品残さ(魚あら)の種類 A 非動物由来食品循環資源(「肉」と接触した可能性がないものをいい、魚粉の製造に用いる魚由来たん白を含む) B 動物由来食品循環資源(C、D及びEを除く。) C 処理済動物由来食品循環資源 D 処理済食品由来動物由来食品循環資源 E 魚介類、豚・馬カット肉、家きん肉を加工して製造する食品(※)の製造過程の残さ※ 魚肉ねり製品(かまぼこ・ちくわ・はんぺん類)、エキス 	チェック欄(受入可は〇、受入不可は×) 中用は× 中用は× 中用は× 中用は× 利用には大臣確認が必要(牛肉入りは×) 中用は×
魚あらの受入数量(月間又は1日あたり)	

2.	製	品	DН	荷	に関	する	る事項

製造する食品循環資源(魚あら)利用飼料の用途

- A 牛用、めん羊用、山羊用又は鹿用(以下「牛用」と総称)
- B 豚用又はいのしし用(以下「豚用」と総称)
- C 鶏用若しくはうずら用又は食用馬用(以下「家きん等用」と総称)
- D 養殖水産動物用

製造する食品循環資源(魚あら)利用飼料の形態

- A 配合飼料(食品循環資源(魚あら)利用飼料を他の飼料原料(主に穀類(畜産用) 又は魚粉(養殖用))と混合し、家畜等に給与される段階の飼料)又はその原料 となる混合飼料
- B その他

製造する食品循環資源(魚あら)利用飼料の出荷先(実需者)

- A 牛飼養農家 / 豚飼養農家 / 家きん飼養農家 / 養殖漁家
- B 食品循環資源利用飼料製造業者(Cを除く。)
- C 配混合飼料製造業者(Aを除く。)

Ⅱ ガイドラインへの適合状況

1. 魚あらの受入れに係る分別等の確認

(ガイドライン第3の3(3)及び第4の3関係)

- (1) i 原料排出者である食品製造業者等を全て把握している
 - ii 原料排出者一覧表を作成している (大臣確認の製造基準において確認する原料収集先の資料で可能)
- (2) 各原料排出者に対して、受入可能な魚あらの種類及び自らの施設で加熱処理等を 行うことができるのか否かを示している
- (3) 受け入れる魚あらの種類及び加熱処理等の対象のものが含まれるか 否かを各原料排出者に確認している
- (4) i 収集業者等を介する場合についても(2)及び(3)を行っている
 - ii 収集業者等に対して、魚あらへの加熱処理等の対象のものの混入 及び接触の有無を確認している

チェッ	カ畑	(量表	14	1-1	\cap

チェック欄(該当に〇)

チェック欄(該当に〇)

		<i></i> 11	~ \ L\ -
#	豚	家きん	養殖

チェック欄(対応済は〇、未対応は×、

対応不要((3)、(4);で全て加熱する場合)は一)

	別シート参照
	別シート参照
	•

確認結果は別シート参照

	確認結果は別シート参照
	確認結果は別シート参照

2. 魚あらの運搬、保管

(ガイドライン第4の2関係)

原料運搬者に対して、原料排出者から飼料製造事業場までの運搬、保管の 過程において、加熱処理等の対象となる魚あらと、加熱処理等の対象と ならない魚あらとを、同一の車両で運搬し、又は同一の場所で保管する 場合には、容器の専用化や表示等によりそれぞれ相互に接触しないよう 対策を講じていることを確認している

3. 飼料の製造等

(ガイドライン第4の4(1)関係)

- (1)① 適正な加熱処理を行っている
 - ② 加熱処理が行われたものに、加熱処理が行われていないものが混入しないように 取り扱っている
 - ・加熱前と加熱後の専用の運搬容器、台車の利用(専用化しない場合の消毒や加熱)
 - ・加熱前の原料がこぼれても加熱後の容器や作業者を汚染しないような作業動線設定
 - ・衣服、手袋、長靴交換と交換作業の動線の分離
 - ・加熱処理設備の投入口及び取出口の分離 または 加熱前の原料と接触しない 取出方法の確立
 - ③ 加熱処理に係る温度及び時間を帳簿に記載して2年間保存している
- (2) 自ら加熱処理等を行わない場合、製造した飼料の出荷先が加熱処理等を行う 事業場であることを契約等により担保している

4. 飼料の保管、出荷等

(ガイドライン第4の6関係)

- i 飼料の保管及び出荷の工程において、豚用飼料又は豚用飼料として利用される可能性がある飼料に、加熱処理等の対象となる原料や飼料が混入しないよう対策を行っている
 - ・加熱前の原料受入れから加熱後の製品出荷まではワンウェイとなっている
 - ・加熱前の原料と加熱後の製品は置き場所の分別、管理で相互接触を避けている
- ii 動物由来食品循環資源及び動物由来食品循環資源を原材料とする飼料には 対象家畜等(家きん等用又は養殖水産動物用)を表示している

対応不要(全て加熱する場合)は一)
チェック欄(対応済は〇、未対応は×、加熱不要又は該当なしの場合は一) 以下4項目が全て×でない場合に〇
チェック欄(対応済は〇、未対応は×、 該当なしの場合は一)
該当するいずれかに〇 届出に添付する図面に加熱前のものと 加熱後のものの動線を記入

5. 帳簿の記載等

(ガイドライン第4の7関係)

i 原料の受入れ並びに飼料の製造及び譲渡しについて、帳簿を作成し、適切に 記載している

・原料受入 譲受けの年月日/相手方の名称/原料の名称/譲受数量

製造 製造の年月日/飼料の名称/製造数量

・製品出荷 譲渡しの年月日/相手方の名称/製品の名称/譲渡数量/荷姿

ii 帳簿を8年間保存している

チェック欄(対応済は〇、未対応は×)

以下の項目が全て〇の場合に〇

	年月日	相手	名称	数量
	年月日		名称	数量
I	年月日	相手	名称	数量
				荷姿

届出提出日

原料排出者一覧

番号	名称	所在地	事業形態 (※凡例参照)	受け入れる食品残さの 種類(※凡例参照)	収集業者の 介在等の有 無	契約締結	定期的現地 確認

表中の「○」のみを扱う場合、大臣確認(※)を受ける必要はありませんが、「△」を扱う場合は大臣確認を受けなくてはなりません。 ただし、いずれの食品循環資源利用飼料の製造業者であっても、と畜場、食鳥処理場等から輸送される枝肉や枝肉以外の可食部のカット、ミンチ等の処理を行う工場(カット場等)の残さは利用できません。このため、表中の事業所であっても、併設されたカット場等の残さが混入する場合には、当該事業所からの残さを利用できません。

表 食品循環資源利用飼料製造事業所が使用する食品残さの種類

- ・表中の「〇」は大臣確認を受けていない製造事業場においても使用できるもの。
- ・表中の「△」は大臣確認を受けていない製造事業場において使用できないもの。

		食品残さの種類					
原料排出者の 事業形態	事業所例	食品製造副産物等	余剰食品(商品の在庫品、 返却品)	調理残さ	食べ残し		
食品製造業	ソーセージ製造工場、八ム製造工場、ベーコン製造工場、かまぼこ製造工場、ち くわ製造工場、はんぺん製造工場、エキス(家畜由来、魚介由来)製造工場	Δ	0				
	上記以外の工場(例. 魚肉ハム・魚肉ソーセージ製造工場、ソース製造工場、ドレッシング製造工場、パン製造工場、菓子製造工場、麺製造工場、冷凍食品製造工場、そうざい製造工場)		0				
食品卸売業			0				
食品小売業	そうざい屋、パン屋、持ち帰り弁当屋、コンビニエンスストア(百貨店やスーパー内にあるものを含む)		0	0			
外食産業等	食堂・レストラン等の飲食店、セントラルキッチン、給食センター、旅館・ホテル、病院、学校、学生食堂、社員食堂、保育所、介護老人福祉施設			0	0		

^(※)大臣確認とは、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」(平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・ 安全局長通知)の第1の2の(2)の農林水産大臣の確認のこと。

原料排出者 個票 (原料排出者における分別状況等の確認)

番号	名称	所在地	事業形態	受け入れる食品残さの種類	連絡先	責任者氏名	収集業者名 (介在する場合)	契約締結日	現地確認の 最終実施日

受け入れる食品残さの種類

通し番号	受け入れる食品残さの種類		由来する事業所(建屋、フロア、ライン)の、肉を扱う事業 所等への該当の有無	動物由来食品循環資源等へ の該当の有無	有価物、廃棄 物等の該当 性	大臣確認の 要否	加熱処理等 の要否	受入可否
	(選択肢) ・食物乗り (選択) ・食物乗り (登記) ・調で (できる) ・調で (できる) ・調で (できる)	(自由記載)	②肉を扱わない事業所 ③肉を扱う建屋 ④肉を扱わない建屋 ⑤肉を扱うフロア ⑥肉を扱わないフロア ⑦肉を扱うライン	(選択肢) ①動物由来食品循環資源 (③④を除く)に該当 ②動物由来食品循環資源に 非該当 ③処理済動物由来食品循環 資源に該当 ④処理済食品由来動物由来 食品循環資源に該当	物 ③一般廃棄	(選択肢) ①要 ②不要		(
1								
2								
3								
4								
5								
6								

原料排出者 個票 (原料排出者における分別状況等の確認)

番号	名称	所在地	事業形態	受け入れる食品残さの種類	連絡先	責任者氏名	収集業者名 (介在する場合)	契約締結日	現地確認の 最終実施日
	〇〇ちくわ(株) 〇〇工場	〇〇県〇〇市〇〇〇 1-2-3	食品製造業(ちくわ工場)	佐物等 余剰	0xx-xxxx-xxxx xxxx@xxx.xxx.co.jp	OO課長 OO OO		R2.9.10	R2.9.12

受け入れる食品残さの種類

通し番 号	受け入れる食品残さの種類		由来する事業所(建屋、フロア、ライン)の、肉を扱う事業 所等への該当の有無	動物由来食品循環資源等へ の該当の有無	有価物、廃棄 物等の該当 性	大臣確認の 要否	加熱処理等 の要否	受入 可否
	(選択肢) ・食物無理残らい。・調では、食物のでは、できる。・では、できる。 ・できる ・できる ・できる ・できる ・できる ・できる ・できる ・できる	(自由記載)	②肉を扱わない事業所 ③肉を扱う建屋 ④肉を扱わない建屋 ⑤肉を扱うフロア ⑥肉を扱わないフロア ⑦肉を扱うライン	(選択肢) ①動物由来食品循環資源 (③④を除く)に該当 ②動物由来食品循環資源に 非該当 ③処理済動物由来食品循環 資源に該当 ④処理済食品由来動物由来 食品循環資源に該当	(選択肢) ①有価物 ②産業廃棄 物 ③一般廃棄 物	(選択肢) ①要 ②不要		(受 可 な (で で で で の に 不 の に べ の に ろ の に ろ の に ろ の に ろ の に ろ の に ろ に る に る に る に る に る に る に る に る に る
	食品製造副 産物等	ちくわ(焼き工程から発生する型崩 れのもの)	④肉を扱わない建屋	②動物由来食品循環資源に 非該当	①有価物	①要	②不要	0
2	余剰食品	ちくわ	④肉を扱わない建屋	②動物由来食品循環資源に 非該当	①有価物	①要	②不要	0

原料排出者 個票 (原料排出者における分別状況等の確認)

番号	名称	所在地	事業形態	受け入れる食品残さの種類	連絡先	責任者氏名	収集業者名 (介在する場合)	契約締結日	現地確認の 最終実施日
	〇〇かまぼこ(株) 〇〇工場		(かまぼこエ	1座物金 金剛	0xx-xxxx-xxxx xxxx@xxx.xxx.co.jp	OO部長 OO OO		R2.9.23	R2.9.18

受け入れる食品残さの種類

通し番号	受け入れる食品残さの種類		由来する事業所(建屋、フロア、ライン)の、肉を扱う事業 所等への該当の有無	動物由来食品循環資源等へ の該当の有無	有価物、廃棄 物等の該当 性	大臣確認の 要否	加熱処理等 の要否	受入可否
	(選択肢) ・食物乗り (選択) ・食物乗り (登記) ・調で (できる) ・調で (できる) ・調で (できる)	(自由記載)	②肉を扱わない事業所 ③肉を扱う建屋 ④肉を扱わない建屋 ⑤肉を扱うフロア ⑥肉を扱わないフロア ⑦肉を扱うライン	(選択肢) ①動物由来食品循環資源 (③④を除く)に該当 ②動物由来食品循環資源に 非該当 ③処理済動物由来食品循環 資源に該当 ④処理済食品由来動物由来 食品循環資源に該当	物 ③一般廃棄	(選択肢) ①要 ②不要	(選択肢) ①要 ②不要	(受能の に不のに (不も)
	食品製造副 産物等	かまぼこ(蒸し工程から発生する型崩れのもの)	⑧肉を扱わないライン	②動物由来食品循環資源に 非該当	①有価物	①要	②不要	0
2	余剰食品	かまぼこ	⑧肉を扱わないライン	②動物由来食品循環資源に 非該当	①有価物	①要	②不要	0
	食品製造副 産物等	肉入りかまぼこ(揚げ工程から発生 する型崩れのもの)	⑦肉を扱うライン	①動物由来食品循環資源 (③④を除く)に該当	①有価物	②不要	①要	×
4								
5								
6								